

# 北海道文教大学奨学金給付規程

(平成22年5月25日 則 第3号)

## (目 的)

**第1条** この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）における奨学金給付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (奨学金の種類)

**第2条** 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 資質の高い学生の育成に資することを目的とした2年生以上の成績優秀者に対する奨学金
- (2) 本学の文化・スポーツ振興に寄与することを目的とした2年生以上の課外活動優秀者に対する奨学金
- (3) 修学継続の熱意があり、成業の見込みがあるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金（学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の収入金額が300万円以下の者とする。なお、ここで言う収入金額とは、「給与所得者」にあっては当該事業の対象者を判断する直近の源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」にあっては確定申告書等の所得金額とする。）

## (奨学金の額)

**第3条** 奨学金は給付とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

- 2 第2条第1号及び第2号に該当する奨学生が、給付を受けることができる1人当たりの奨学金の額は、月額4万円とする。
- 3 第2条第3号に該当する奨学生が、給付を受けることができる1人当たりの奨学金の額は、月額3万円とする。

## (奨学金の給付期間)

**第4条** 奨学金は、奨学生に採用された年度の4月から当該年度末までの給付とする。

- 2 家計等の急変により緊急的に採用された奨学生については、原則として採用された当該月から当該年度末までの給付とする。ただし、家計等の状況により、学長の承認を得て4月に遡及して給付することができるものとする。

## (推薦書又は申請書の提出)

**第5条** 第2条第1号に基づく成績優秀による奨学生は、北海道文教大学奨学生推薦書（様式1）により本学各学科長が推薦するものとする。

- 2 第2条第2号に基づく課外活動優秀による奨学生は、北海道文教大学奨学生推薦書（様式1）により本学各学科長が推薦するものとする。
- 3 第2条第3号の奨学生を志望する者は、毎年度指定する日迄又は指定日以降に経済的理由で修学が困難となったときは速やかに北海道文教大学奨学生申請書（様式2）及び別に定める書類を学生課に提出するものとする。

## (奨学生採用等)

**第6条** 奨学生採用の選考は、学生委員会において選考のうえ、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 同一人を次年度以降に継続して奨学生に採用することができるものとする。ただし、採用期間は最短修業年限を超えることはできない。

## (奨学生の決定通知)

**第7条** 学長の承認を得たときは、所定の通知書をもって当該学生に通知する。

## (奨学生の取消)

**第8条** 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を取り消す。

- (1) 転学、休学、退学、除籍したとき
- (2) 奨学生願書に虚偽の申告をして奨学金を受けていたことが判明したとき
- (3) 本学学則に定める賞罰に関する規定による処分を受けたとき
- (4) 成業の見込みがないとき

(5) 学生委員会の具申により学長が奨学生であることを不相当と認めたととき

(奨学金の返還)

**第9条** 奨学生が前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は、既に給付した奨学金について返還を求めることがある。

2 前項により返還を求められた者は、原則として1ヶ月以内に所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

(重複減免及び重複支給の制限)

**第10条** 第2条各号における奨学金は、本学で定める他の奨学金との重複支給は行わないが、同条各号を重複して支給することはできるものとする。

2 第2条第3号における奨学金は、高等教育の修学支援新制度による給付奨学金との重複支給は行わないものとする。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、学生委員会及び教授会の議を経て、理事会が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 北海道文教大学及び北海道文教大学短期大学部奨学生規程（平成18年3月22日則第4号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。